

東京大学総長選考会議規則

(平成16年4月1日東大規則第2号)

(設置)

第1条 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）に東京大学総長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 選考会議は、次の各号に掲げる者各同数の委員総数16人（選出にあたって経営協議会及び教育研究評議会が一致した議決により別段の定めをしたときは、その人数）をもって組織する。

- (1) 経営協議会の構成員（大学法人の役員又は職員である構成員を除く。）の中から経営協議会において選出された者
- (2) 教育研究評議会の構成員（大学法人の役員を除く。）の中から教育研究評議会において選出された者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 選考会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は、選考会議を招集し、会務を統括する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

(権限)

第5条 選考会議の権限は次のとおりである。

- (1) 総長の選考
 - (2) 総長の解任の申出
- 2 総長の選考及び解任の申出は、「東京大学総長選考会議内規（以下「内規」という。）」の定めるところにより行うものとする。
 - 3 選考会議は、内規の定めるところにより、総長の業務の実績について中間評価を行うものとする。

(庶務)

第6条 選考会議の庶務は、本部法務課において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年6月26日から施行する。